



本巣市公示第19号

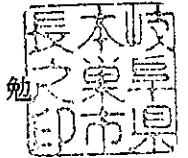
公示送達について

次の者は、住所・居所が不明で返戻調査を行っても送達すべき場所が判明せず書類の送達ができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当市税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月23日

岐阜県本巣市長 藤原 勉



No.	調定年度	賦課年度	送達書類名	納税義務者氏名
1	8	8	固定資産税第1期督促状	坂下 美代子
2	8	8	固定資産税第1期督促状	前田 勝儀相続人代表者前田 儀勝
3	8	8	固定資産税第1期督促状	山本 克己 外1名
4	7	6	市県民税（普）随6月督促状	伊倉 ホセ
5	7	6	市県民税（普）随6月督促状	吉本 優